

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(総務六八)
- 登録基幹技能者講習の登録をした件(国土交通七五一～七五三)
- その他告示
- 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群)に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

三 表(農林水産省)	二 内閣 最高裁判所	二 (中部地方整備局七五)	二 ○道路に関する件	三 ○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件
				○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件
				(国土交通七五四～七六五)
				○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件
				(同七六六～七六八)

四 (人事院)	五 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について	五 日本国に帰化を許可する件(厚生労働省)	五 (法務省告示配七一)	四 採用候補者名簿の有効期間の満了
				○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件
				(同七六六～七六八)
				○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件
				(広島労働局最低工賃公示一)

六 通知関係	六 会社その他	六 労働	六 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

省令		総務省令第六十八号		
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。		令和七年七月二十八日		
地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令		総務大臣 村上誠一郎		
改	正	後	改	正
〔社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務〕	〔社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務〕			
2 法第一百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。	2 法第一百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。	〔社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務〕	〔社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務〕	〔社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務〕
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕	〔二条の十 同上〕	〔二条の十 同上〕	〔二条の十 同上〕
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）	三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）	第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十六号に規定する事務	第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務	第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務
〔3 略〕	〔3 同上〕			
備考 表中の「」の記載は注記である。				

この省令は、**附則** 公布の日から施行する。

法規的告示

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十六号に規定する事務

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表
の主務省令で定める事務を定める命令
(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)
第三十条の三第一号から第五号まで及び
第七号から第十号までに規定する事務

(四)	登録基幹技能者講習事務所の名称及び所在地
(五)	東京都千代田区平河町二丁目七番四号 一般社団法人斜面防災対策技術協会
(六)	登録基幹技能者講習事務を開始する年月日 令和七年六月二十日
○国土交通省告示第七百五十三号	登録斜面防災基幹技能者
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示す	

2 第二条の十 [略] 法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

第二条の十一 「同上」
法第一百四十四条の三十三第一項第二号の
総務省令で定める事務は、次の各号に掲げ
る事務とする。

事務	改 正 後	規定の傍線を付した部分のように改める。
事務	改 正	(社会保険診療報酬支払基金等に委託する)

○国土交通省告示第七百五十二号
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。
（一）令和七年七月二十八日
登録年月日
令和七年六月二十日
国土交通大臣 中野 洋昌

總務省令第六十八号
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年七月二十八日
　　総務大臣　村上誠一郎

(四)	(五)	(六)
登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地		
一般社団法人全国特定法面保護協会		
東京都港区新橋五丁目七番一二号		
丸石新橋ビル三階		
登録基幹技能者講習事務を開始する年月日	令和七年四月十四日	登録基幹技能者講習の種目

（五）
登録基幹技能者講習事務を開始する
令和七年四月十四日
（六）
登録基幹技能者講習の種目

(四) 東京都港区新橋五丁目七番一二号
登録基幹技能者講習事務を行ふ事務所の名称及び所在地
一般社団法人全国特定法面保護協会

国土交通大臣
中野洋昌

(六)	(五)	(四)	(三)
登録基幹技能者講習の種目	登録基幹技能者講習事務を開始する年月日	令和七年六月三十日	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録石材施工基幹技能者	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	全国建築石材工業会
登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録基幹技能者講習の種目	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	全国建築石材工業会
登録石材施工基幹技能者	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録石材施工基幹技能者	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	全国建築石材工業会
登録基幹技能者講習の種目	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録石材施工基幹技能者	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	全国建築石材工業会
登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称及び所在地	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名
登録石材施工基幹技能者	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	全国建築石材工業会
登録基幹技能者講習の種目	入澤ビル五階	東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号	登録基幹技能者講習事務を行ふ者の名称 住所及び代表者の氏名

(四)	登録基幹技能者講習事務所の名称及び所在地
一般社団法人斜面防災対策技術協会	東京都千代田区平河町二丁目七番四号
(五)	登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
令和七年六月二十日	
(六)	登録基幹技能者講習の種目
登録斜面防災基幹技能者	
○国土交通省告示第七百五十三号	
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示す	る。
令和七年七月二十八日	
国土交通大臣 中野 洋昌	

その他の告示

○農林水産省告示第百六十一号

農業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二十八日 農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二（略）	第一・第二（略）
第三 まいわし太平洋系群	第三 まいわし太平洋系群
一・二（略）	一・二（略）
三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）	三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）
法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位：トン)	
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
まいわし太平洋系群大中型 まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	237,400
(略)	(略)
第四～第九（略）	
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
まいわし太平洋系群大中型 まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	219,400
(略)	(略)
第四～第九（略）	

○国土交通省告示第七百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ一の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社	群馬県伊勢崎市八斗島町 馬事業所 制御機器工場	定周波装置（負荷容量が 令和6年8月27日から 60キロボルトアンペア以下 令和8年11月12日まで 下のものに限る。）	
	726番地		

○国土交通省告示第七百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ一の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社高澤製作所	大阪府東大阪市衣摺六丁目8番33号	プロペラ軸	令和6年9月13日から 令和11年9月12日まで
"	"	中間軸	"
"	"	船尾軸	"
"	"	船尾軸封装置	"

○国土交通省告示第七百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ一の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟造船株式会社	新潟県新潟市中央区入船 潟工場	鋼製船体	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで
	町四丁目3776番地		

○国土交通省告示第七百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ一の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大東ポンプ工業株式会社	埼玉県八潮市木曾根313番地1	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和6年10月7日から 令和11年10月6日まで
本社工場			

○国土交通省告示第七百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ一の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大晃機械工業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の1	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和6年12月1日から 令和11年11月30日まで
本社工場			

○国土交通省告示第七百五十九号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場
製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場
和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
トーハツマリーン株式会社 本社工場	長野県駒ヶ根市下平495番地9	船外機(連続最大出力が92キロワット以下のものに限る。)	令和7年1月7日から令和12年1月6日まで

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD	31/1 RANGSI TONGKHARAK ROAD, YABURI, HUMTHA, 12130, KINGDO MND	T-ONGKHARAK BUNG THANG PATTANA, 30キロワット以下のものに限る。)	昭和7年5月25日から 令和12年5月24日まで

○國土交通省告示第七百六十号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社IHI原動機 新潟県北蒲原郡聖籠町東 新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東 港5-2750-3	排気タービン過給機	令和6年11月25日から 令和11年11月24日まで

○国土交通省告示第七百六十一号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範用	有効期間
Rolls-Royce Solutions GmbH	Maybachplatz 1, 88045 Friedrichshafen, Federal Republic of Germany	内燃機関(シリンドラ径が30ミリメートル以上170ミリメートル以下のものに限る。)	令和7年5月27日から令和12年2月19日まで

○国土交通省告示第七百六十六号
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一
条第一項の規定に基づき、令和六年十一月一日付けをもつて次の製造事業場の認定が、その効力を失つ
たので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

○国土交通省告示第七百六十二号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

事業場の名称	事業場の所在地	国土交通大臣 認定に係る物件の範囲	失効の理由 認定に係る事業を廃止 したため
本田动力(福州)有限公司	中華人民共和国福建省福州市晋安区后屿路7号	船舶外機(連続最大出力が15キロワット以下のものに限る。)	

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
日興電機工業株式会社 本社・秦野工場	神奈川県秦野市苦提90番地	電動機	令和7年4月13日から 令和12年4月12日まで
"	発電機	"	"

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条第一項の規定に基づき、令和六年十二月三十一日付けをもつて次の製造事業場の認定が、その効力を失つたので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

○圖文通鑑

認定に係る物件の範囲	有効期間
電動機	令和7年4月13日から 令和12年4月12日まで
発電機	"

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一
条第一項の規定に基づき、令和六年十二月三十日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力
を失つたので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
国土交通大臣 中野 洋昌	中野 洋昌	中野 洋昌	中野 洋昌

○国土交通省告示第七百六十八号
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一
条第一項の規定に基づき、令和七年三月三十一日付けをもつて次の製造事業場の認定が、その効力を失つたので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

事業場の名称 事業場の所在地
JRC S 株式会社 豊浦 山口県下関市豊浦町2155
事業部 認定に係る物件の範囲
配電盤 失効の理由
製造事業場の認定を申請
退止名をめ

事業所

事業場の所在地
口県下関市豊浦町21

失効の理由
製造事業場の認定を辞退したため

(三重大学名誉教授)
従四位に叙する
正五位に叙する

井波 康一	大村日出雄	岩橋喜四郎
平田 元彦	遠藤 保	平田 元彦
斎藤和一郎	徳光 文武	能澤 祐一
佐藤時夫	小林 伸栄	佐藤 富春
品川保雄	井上 伸栄	佐藤 佐藤
利行	木本 俊彦	矢田 部義治
佐川	吾郷 郁夫	従六位に叙する（各通）
本部	正六位に叙する（各通）	従六位に叙する（各通）

叙位・叙勳

○中部地方整備局告示第七十五号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

従五位に叙する（各通）	野田	邦男	野村	順亮	鯉沼	輝男	土肥
正六位に叙する（各通）	湯浅	紀尚	和田	一	一	一	一
従七位に叙する（各通）（以上）	一	一	一	一	一	一	一
従八位に叙する（各通）（以上）	一	一	一	一	一	一	一

吉夫 安岡 昭彦

令和七年七月二十八日
中部地方整備局長 森本 輝
路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
三百二号 清須市廻間三丁目九番八から同市廻間二丁目三番八まで 中部地方整備局及び同局名
清須市西市場三丁目十一番九地内(ただし、関係図面に 古屋国道事務所
表示する部分のみ) 一
供用開始の期日 令和七年七月二十八日

熊倉	更谷	昌美	義坂
戸敷	榮一	黒澤	誠
三上	康爾	中口	明義
安孫子	（各通）	座間味	彪
力		斎藤	節男
安藤		苑田	憲愛
洋		林	芳治
大河原		大河原	勝
勝		正五位に叙する	従六位に叙する
		従五位に叙する	（六月十九日）

田代 憲一
川村 金子

七月二十二日内閣から、厚生年金保険の保険料交付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五條の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

徳田 昭	山田 哲夫	旭日双光章を授ける
今井 昭作	梅村 邦夫	旭日单光章を授ける（以上六
中野 道代	宮沢 明裕	端宝石に受章を受ける （三重大学名誉教授）
三木立二 受十郎	梶原 博司	

秋元守
顯英
丹羽
十八日)

国会事項

人事異動

内閣

岩井
直幸

判事兼簡易裁判所判事に任命する(七月二十四日)

最高表半所

同判事兼簡易裁判所判事

春名竹内
茂努

東京高等裁判所判事は補て
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）

○定年退官 最高裁判所判事宇賀克也は七月二十日限り定年退官

正四位に叙する
海道 正義 高橋 忍
従五位に叙する(各通) 横山 高史

井波康一
平田元彦
安岡木村

昭彦 俊彦
横山 齋藤和一郎
高史

大原 稔 柿山 弘行 鰐沼 繁男
品川 時夫 相馬 敏男 湯浅 紀尚
和田 有正
瑞宝章を授かる（名通）（以上六月十八日）
田代 憲一
瑞宝小綬章を授かる
金子 誠
瑞宝双光章を授かる（以上六月二十一日）

官庁報告

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えDNA技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第4条の規定に基づき公表する。

令和7年7月28日

農林水産大臣 小泉進次郎

品種	名称	申請者
トウモロコシ	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシM ON95275系統	バイエルク・ロップ・サイエンス株式会社

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県和服裁縫業最低工賃（平成14年広島労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年7月28日

広島労働局長 小沼 宏治

広島県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者 広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務（手縫いによる業務に限る。）に従事する家内労働者

- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚（名古屋帯及び袋帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額。ただし、生地は絹（表生地が絹90%以上のものをいう。）とし、工程は裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程とする。

品目	金額
振袖	25,000円
留袖	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円
袋帯	4,200円

4 効力発生日 令和7年8月27日

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8-12（職員の任免）第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和7年7月25日をもって満了した。

令和7年7月28日

人事院事務総局人材局企画課長 澤田 晃一
記

2024年度海上保安学校学生採用試験（特別）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者久島勇の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第

5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年7月28日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

- 1 推薦資格 雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 2 推荐手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
- 3 推荐締切日 令和7年8月8日
- 4 推荐書及び添付書類の提出場所 神奈川労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

注1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

送致領收証票七十枚

お記の者の申請に添え日本國に在住のせがれや姫田やや。

令和7年7月21日

労働大臣 繁木 雄志

住所 東京都港区 周錦 昭和58年10月24日生
住所 神戸市東灘区 ラーダキリシャナン・ジャナールダナン・ナヤ 昭和37年4月8日生
ミナクシ・ナヤ 昭和42年6月8日生
住所 東京都豊島区 黄静雲 平成6年2月2日生
住所 東京都葛飾区 レ・ティ・フォン・ラン 平成4年9月10日生
モハメド・エハブ・モハメド・エルワギー 平成9年8月6日生
住所 東京都北区 ファム・ティ・サン 平成6年10月13日生
朱広樹 令和4年7月18日生
住所 茨城県つくば市 韓小冰 昭和43年10月19日生
尚素苗 昭和56年7月28日生
韓若寅 平成21年6月3日生
韓若辰 平成23年8月30日生
住所 愛知県稻沢市 カイナート・ダール 平成5年6月19日生
住所 東京都江東区 趙麗櫻 昭和51年5月7日生
住所 大阪市東淀川区 リノズ・マハルジャン 昭和56年6月1日生
アビナ・サヒ・カドギ 昭和63年3月13日生
アリヤ・マハルジャン 令和元年9月4日生
アリカ・マハルジャン 令和6年7月31日生
住所 東京都品川区 イ・ピュ・チョ 昭和61年11月9日生
住所 埼玉県朝霞市 孫徳善 昭和35年4月25日生
住所 福島県白河市 ニルマラ・デブコタ 平成2年12月22日生
住所 東京都府中市 スティーブンスン・タナー 平成2年12月11日生
住所 東京都大田区 李豪 平成元年3月16日生
住所 大阪市此花区 李成龍 昭和63年5月4日生
住所 茨城県つくば市 腰越未来 平成9年2月1日生
住所 東京都足立区 唐大鵬 平成3年9月20日生
住所 東京都大田区 デブラザ・アムガイ 平成3年6月22日生

住所 東京都大田区
ディビヤンス・アムガイ 令和元年7月10日生
住所 東京都北区
劉月嬌 平成3年8月17日生
王梓芯 平成30年7月31日生
王梓佳 平成30年7月31日生
住所 東京都町田市
夏甫開提阿力甫 平成3年1月15日生
古扎努爾艾力肯 平成3年9月16日生
開尼安夏甫開提 平成28年7月25日生
拉苒夏甫開提 令和元年10月7日生
住所 東京都豊島区
許盈行 昭和33年12月6日生
住所 東京都練馬区
洪錫鋒 平成6年8月13日生
住所 千葉県柏市
ヘーワゲー・ラヴィンドウ・テヌカ・ヴィジエ
シリ 平成4年6月11日生
ヘーワゲー・アケンヤ・ノゾミ 令和3年6月
29日生
住所 群馬県伊勢崎市
アマンダ・ユカリ・コスギ 平成10年7月29日
生
住所 名古屋市千種区
クミコ・マエカワ 昭和23年5月22日生
住所 愛知県春日井市
李弘基 昭和48年5月18日生
住所 千葉県柏市
金浩祐 昭和55年9月22日生
住所 三重県伊勢市
黄有利 昭和51年12月11日生
住所 東京都葛飾区
林昇 昭和61年3月29日生
林梓 令和5年4月24日生
住所 東京都多摩市
金勝雪 昭和54年12月10日生
住所 東京都八王子市
孫婕 昭和48年3月19日生
住所 静岡県藤枝市
鄭朋美 昭和48年4月4日生
住所 静岡県藤枝市
鄭紀子 昭和52年1月19日生
住所 東京都品川区
李万龍 平成5年9月5日生
住所 東京都品川区
李明悟 令和7年4月8日生
住所 東京都目黒区
ゲンジ・コリン・ゴー・プランティノス 平成
9年6月19日生

住所 東京都町田市
朴南吉 平成2年9月23日生
住所 東京都大田区
肖莉而 平成5年3月19日生
住所 千葉県市川市
程格格 平成6年7月5日生
住所 千葉県浦安市
邵裕亮 平成元年4月13日生
住所 東京都中野区
ゾウ・ウイン・ライ 昭和46年5月27日生
住所 名古屋市中区
申威威 昭和55年2月11日生
申芮儒 平成22年7月30日生
住所 東京都江東区
管傑 昭和59年2月6日生
住所 東京都江東区
陳玲 昭和48年9月22日生
住所 東京都板橋区
莫婷健 平成元年8月18日生
住所 三重県名張市
何征容 昭和47年6月18日生
住所 東京都葛飾区
金順淑 昭和49年4月2日生
朴正彬 平成18年12月7日生
住所 東京都目黒区
朴汎民 昭和57年6月25日生
住所 東京都八王子市
アオン・キン 昭和46年1月24日生
住所 広島市西区
権成基 昭和40年1月7日生

公 告

諸 事 項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和七年七月二十八日

外務大臣 岩屋 繁

次に掲げる者は、旅券法(昭和11十六年法律第116号)第十九条第一項第11号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和七年九月一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成11六年法律第六十八号)の定めるところにより、外務大臣にあたる審査請求ができる

す。審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法(昭和11十七年法律第百三十九号)の定めるところにより、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、処分の取消しの訴えを提起することができる。取消しの訴えは、処分があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができます。ただし、取消しの訴えは、処分の日から1年を経過したときは、提起することができません。

一、氏 名 志茂 秋男
生年月日 平成六年九月二十五日生
所申請上の住 東京都

11、返納すべき旅券
旅券番号 T丁四一六九〇五
発行年月日 令和五年七月二十四日
旅券名義人 志茂 秋男

12、返納すべき理由
当該旅券名義人は、令和七年五月二十七日、東京簡易裁判所裁判官から詐欺事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和七年六月二十一日、警察庁から外務大臣にその宣通報があつたことから、旅券の交付後に、旅券法第十二一条第一項第11号に該当するに至つたものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第11号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40250号

神戸市垂水区日向2丁目4番22-205号
申立人 南里 愛
本籍神戸市長田区丸山町1丁目1番地162、最後の住所神戸市垂水区下畠町498番地の53
コ・クール垂水212号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和35年7月25日、職業無職
被相続人 亡 中小路祈一

神戸市中央区海岸通3番地シップ神戸海岸ビル9階 しきしま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 紗

催告期間満了日 令和8年2月16日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第30023号

兵庫県明石市大久保町西島86-1

申立人 プレステージ明石大久保V管理組合
本籍兵庫県明石市藤江1651番地45、最後の住所兵庫県明石市大久保町西島86番地の1プレステージ明石大久保V-210号、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日平成25年3月17日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和45年12月22日、職業不明

被相続人 亡 中村 健一

兵庫県明石市相生町1丁目2番34号 佐藤ビル
きょうどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三好 登志行
催告期間満了日 令和8年2月2日

神戸家庭裁判所明石支部

令和7年(家)第70031号

兵庫県姫路市城東町93番地11

申立人 豊岡 英介

本籍兵庫県赤穂郡上郡町上郡1348番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町上郡1348番地、死亡の場所兵庫県相生市、死亡年月日令和5年5月3日、出生の場所兵庫県加古郡加古川町、出生年月日昭和12年1月2日、職業無職

被相続人 亡 寺本紀美代

事務所兵庫県姫路市忍町103番地 アドバンスエイトビル友久法律事務所

相続財産清算人 弁護士 友久 康弘
催告期間満了日 令和8年2月13日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70101号

兵庫県姫路市平野町20番地

申立人 前田 勝典

本籍兵庫県姫路市平野町24番地、最後の住所兵庫県姫路市平野町24番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成20年1月16日、出生の場所兵庫県神崎郡越知谷村、出生年月日大正12年9月25日、職業不明

被相続人 亡 木南 一郎

事務所兵庫県姫路市北条口2丁目63番地谷林一憲法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷林 一憲
催告期間満了日 令和8年2月6日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70104号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県加古川市神野町西条761番地7、最後の住所兵庫県加古川市尾上町口里534番地の26、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年10月7日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正15年7月28日、職業不明

被相続人 亡 奥村 泰三

事務所兵庫県姫路市豊沢町137番地姫路センタービル衣笠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 衣笠 謙三

催告期間満了日 令和8年2月6日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30048号

広島県福山市神辺町大字川北986番地2

申立人 葛岡稚弥子

本籍広島県神石郡神石高原町上豊松103番地、最後の住所広島県福山市西深津町5丁目4番5号サンライズ西深津202号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年9月5日、出生の場所広島県芦品郡岩谷村、出生年月日昭和21年5月10日、職業無職

被相続人 亡 藤原 典子

広島県福山市入船町1丁目1番19号

相続財産清算人 弁護士 瀧嶋 亮介

催告期間満了日 令和8年3月5日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第30015号

広島市西区井口台3丁目30番12号

申立人 達川 光男

本籍広島県安芸高田市甲田町上甲立1879番地、最後の住所広島県安芸高田市甲田町高田原1444番地1、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所広島県高田郡吉田町、出生年月日昭和39年9月8日、職業会社役員

被相続人 亡 横山 聖一

広島県庄原市中本町1丁目3番1号 渡辺ビル2階

相続財産清算人 弁護士 三浦 益隆

催告期間満了日 令和8年3月2日

広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第66号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍宮城県栗原市築館字照越松長根160番地、最後の住所宮城県栗原市志波姫北郷橋本東17番地1、死亡の場所宮崎県大崎市、死亡年月日令和元年7月18日、出生の場所宮城県栗原郡築館町、出生年月日昭和24年3月12日、職業不明

被相続人 亡 那須野和雄

仙台市青葉区平1丁目2番22号 ロイヤーパーク6階 弁護士法人杜協同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白戸 祐丞

催告期間満了日 令和8年3月7日

仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第20062号

群馬県太田市宝町411番地

申立人 諏訪 昭夫

本籍群馬県伊勢崎市小泉町267番地、最後の住所群馬県伊勢崎市小泉町267番地、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和6年11月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所群馬県佐波郡東村、出生年月日昭和37年6月12日、職業農業

被相続人 亡 田村 和弘

群馬県前橋市元総社町2-6-2 ライズグレースA103 法律事務所わだち

相続財産清算人 小河原 亮

催告期間満了日 令和8年2月9日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第30150号

千葉県松戸市栄町7丁目556番地の7

申立人 水野 義男

本籍東京都品川区東五反田1丁目190番地、最後の住所千葉県松戸市栄町7丁目556番地の7、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和38年10月30日、職業無職

被相続人 亡 水野 浩光

事務所千葉県柏市末広町6-4 有岡ビル3階B号室 柏ブルーム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本 英恵

催告期間満了日 令和8年3月4日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30170号

千葉県浦安市入船2丁目26番204号

申立人 柏 靖博

本籍千葉県流山市松ヶ丘2丁目330番地80、最後の住所千葉県流山市向小金1丁目450番地の43ベルメゾンI-101、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日推定令和7年2月14日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和28年1月20日、職業無職

被相続人 亡 武藤 淳

事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7階 ユーカリ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小見山 大

催告期間満了日 令和8年3月4日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第70795号

東京都杉並区成田東5丁目40番11-201号

申立人 阿部 卓見

本籍群馬県安中市松井田町新堀1249番地、最後の住所東京都杉並区荻窪3丁目7番30号おぎくぼ紫苑、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所群馬県碓氷郡松井田町、出生年月日昭和9年7月28日、職業無職

被相続人 亡 大塚知江子

事務所東京都千代田区平河町2丁目16番6号jeVビル9階 岐阜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 正樹

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71445号

東京都足立区本木南町2番20号

申立人 榎本 きく

本籍東京都足立区本木1丁目284番地、最後の住所東京都足立区江北1丁目4番3号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和20年8月23日、職業無職

被相続人 亡 榎本 茂次

事務所東京都新宿区新宿2丁目8番1号新宿セブンビル605号 大畠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大畠 雅義

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90470号

東京都新宿区新宿4丁目3番15 レイフラット新宿807号

申立人 池内 一博

本籍東京都町田市金森4丁目8番、最後の住所東京都町田市原町3丁目19番1号総合ケアセンター町田なごやかレジデンス町田315、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和4年9月22日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和14年5月10日、職業無職

被相続人 亡 風間 歳政

事務所東京都八王子市明神町4丁目7番15号落合ビル3階 弁護士法人福澤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福澤 武文

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第8059号

静岡県沼津市岡宮1183番地の4

申立人 梅澤 博道

本籍静岡県沼津市松長12番地1、最後の住所静岡県沼津市松長12番地の4、死亡の場所静岡県駿東郡長泉町、死亡年月日平成30年9月3日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和22年8月25日、職業不明

被相続人 亡 梅澤 進

静岡県沼津市三園町1番10号 福地・杉山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福地 絵子

催告期間満了日 令和8年3月1日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第80745号

大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-53エル・セレーノ上本町レジデンス821号

申立人 石田 正之

本籍大阪府大阪市東住吉区北田辺6丁目22番、最後の住所大阪市東住吉区北田辺5丁目4番3号ルシール田辺501号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日推定令和7年3月22日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和27年2月21日、職業大学教員

被相続人 亡 名越 民江

大阪市北区梅田1-12-12東京建物梅田ビル6階

相続財産清算人 弁護士 朝日 俊雅

催告期間満了日 令和8年3月9日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80765号

大阪市北区天満2-6-3-711

申立人 仁歩 和弘

本籍東京都港区赤坂8丁目4番地、最後の住所大阪府高槻市城南町3丁目17番1-302号、死亡の場所大阪府摂津市、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日昭和27年9月24日、職業不明

被相続人 亡 浅沼 耕一

大阪府大阪市北区西天満3丁目5-10オフィスポート大阪412

相続財産清算人 弁護士 佐久間ひろみ

催告期間満了日 令和8年3月9日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80816号

兵庫県宝塚市山手台西2丁目29番1号

申立人 吉岡 哲史

本籍大阪府大阪市中央区東平2丁目5番地、最後の住所大阪市平野区加美正覚寺3丁目7番19号Bフロア104号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日令和7年4月12日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和29年1月27日、職業無職

被相続人 亡 宮本 晃

大阪市中央区谷町1丁目3番18号 イディアクロス天満橋ビル5階

相続財産清算人 弁護士 堀川 雅典

催告期間満了日 令和8年3月9日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4029号

山口県宇部市大字妻崎開作647番地9

申立人 宮崎 健也

本籍山口県宇部市大字東須恵1129番地114、最後の住所山口県宇部市鵜の島町6番25-601号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和48年5月15日、職業不詳

被相続人 亡 山本 達也

山口県宇部市常盤町2丁目1番28号常盤町ビル

相続財産清算人 大江 公哉

催告期間満了日 令和8年2月4日

山口家庭裁判所宇部支部

令和7年(家)第115号

愛媛県松山市土居町480番地1 グランレガーロ土居田402号

申立人 池原 靖子

本籍愛媛県松山市三番町7丁目3番地20、最後の住所愛媛県松山市竹原4丁目8番12号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和4年8月7日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和39年1月31日、職業会社員

被相続人 亡 池原 功

事務所愛媛県松山市古川北4丁目12番1号

相続財産清算人 司法書士 篠藤 哲

催告期間満了日 令和8年2月5日

松山家庭裁判所

令和7年(家)第211号

愛媛県今治市泉川町2丁目3番43号

申立人 楠 朱實

本籍愛媛県今治市南宝来町2丁目8番地12、最後の住所愛媛県松山市中村5丁目2番25号(住民票上の住所愛媛県今治市泉川町1丁目2番79号)、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和6年7月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所愛媛県今治市、出生年月日昭和25年1月23日、職業無職

被相続人 亡 濱本由美子

事務所愛媛県松山市松前町1丁目3番地15A イビル西堀端3階丹生谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丹生谷定利

催告期間満了日 令和8年2月5日

松山家庭裁判所

令和7年(家)第220号

愛媛県大洲市東若宮5番地1

申立人 浜田 佳紀

本籍愛媛県西予市野村町四郎谷1号2418番地、最後の住所愛媛県西予市野村町四郎谷1号2418番地、死亡の場所愛媛県八幡浜市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所愛媛県東宇和郡溪筋村、出生年月日昭和24年3月13日、職業無職

被相続人 亡 吉井 久人

愛媛県大洲市東若宮5番地1

相続財産清算人 浜田 佳紀

催告期間満了日 令和8年2月4日

松山家庭裁判所宇和島支部

令和7年(家)第3017号

長崎県南島原市西有家町須川868

申立人 入江 昌子

本籍長崎県島原市古丁2279番地、最後の住所長崎県島原市、死亡年月日令和6年9月8日、出生の場所長崎県南高来郡西有家町、出生年月日昭和15年3月19日、職業無職

被相続人 亡 志岐 寛子

長崎県島原市南柏野町3118-1 ルリ総合学園内 安永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安永 大乗

催告期間満了日 令和8年2月27日

長崎家庭裁判所島原支部

令和7年(家)第4059号

宮崎市大工3丁目155番地

申立人 株式会社国土開発コンサルタント

本籍宮崎県宮崎市高千穂通1丁目88番地、最後の住所宮崎県宮崎市江平東1丁目7番29号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和16年3月24日、職業会社役員

被相続人 亡 志多 克彦

宮崎市旭1丁目7番25号弁護士法人橋口・大迫法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大迫 敏輝

催告期間満了日 令和8年2月20日

宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第457号

宮崎県延岡市緑ヶ丘4丁目22番14-3号

申立人 吉岡 秋人

本籍宮崎県延岡市南一ヶ岡2丁目7番、最後の住所宮崎県延岡市北一ヶ岡3丁目13番7-1-201号県営住宅、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日推定令和7年4月9日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和26年1月26日、職業無職

被相続人 亡 嬉野 和子

宮崎県延岡市南町2丁目1番地23

相続財産清算人 弁護士 山田 文美

催告期間満了日 令和8年2月20日

宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第266号

鹿児島市西千石町11番21号M Sビル2F

申立人 桃木野 智

本籍鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目1735番地、最後の住所鹿児島市吉野町4826番地1 横山記念病院内、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年7月1日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和19年11月12日、職業無職

被相続人 亡 前畠多機子

鹿児島市西千石町11番21号M Sビル2F弁護士法人桃木野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桃木野 智

催告期間満了日 令和8年2月16日

鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第30069号

宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地

申立人 山元町

本籍山形県山形市江南2丁目5番地、最後の住所宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100番地10 町営桜塚住宅A17-1、死亡の場所宮城県亘理郡山元町、死亡年月日令和5年11月21日から30日までの間、出生の場所山形県山形市、出生年月日昭和30年9月28日、職業不明

被相続人 亡 貝和 了

仙台市青葉区一番町2丁目10番26号旭コープラス一番町A404 仙台のぞみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡 洋祐

催告期間満了日 令和8年2月27日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第220号

東京都千代田区麹町2丁目4番地1

申立人 株式会社プレステージ・コアソリューション

本籍長崎県平戸市志々伎町823番地、最後の住所宮城県石巻市新栄2丁目5番地市営住宅3-21号、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日令和5年2月28日、出生の場所長崎県北松浦郡鹿町町、出生年月日昭和25年2月3日、職業不明

被相続人 亡 柳原 清登

宮城県石巻市のぞみ野2-1-1 東北交通ビル2階石巻のぞみ野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 住吉 翼洋

催告期間満了日 令和8年3月2日

仙台家庭裁判所石巻支部

令和7年(家) 第9020号
秋田県湯沢市横堀字大田中85番地
申立人 太田 洋一

本籍秋田県湯沢市横堀字旭町35番地、最後の住所秋田県湯沢市小野字東堺14番地、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令和7年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所秋田県雄勝郡雄勝町、出生年月日昭和40年9月18日、職業無職

被相続人 亡 太田 哲朗
事務所秋田県横手市大屋新町字大平593番地
1弁護士法人近江法律事務所
相続財産清算人 近江 直人
催告期間満了日 令和8年2月20日
秋田家庭裁判所横手支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(家) 第1号

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力株式会社

代表者代表取締役 池辺 和弘

権利の届出の終期 令和7年10月8日

令和7年6月25日 西都簡易裁判所
(別紙) 目 錄

(1)土地1 西都市大字尾八重字岩井谷1704番5
山林 297平方メートル

(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3076号

(3)登記した権利の内容

順位番号 1
登記の目的 地上権設定

原因 大正7年12月10日設定

目的 立木所有

存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで

地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口

児玉 孝輔

(1)土地2 西都市大字尾八重字岩井谷1704番6
山林 29平方メートル

(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3081号

(3)登記した権利の内容

順位番号 1
登記の目的 地上権設定
原因 大正7年12月10日設定
目的 立木所有
存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで

地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口
児玉 孝輔

(1)土地3 西都市大字尾八重字湯ノ久保1925番9
山林 495平方メートル

(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月21日受付第3088号

(3)登記した権利の内容

順位番号 1
登記の目的 地上権設定
原因 大正7年12月10日設定
目的 立木所有
存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで

地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口
児玉 孝輔

(1)土地4 西都市大字尾八重字湯ノ久保1925番10
山林 644平方メートル

(2)登記年月日 宮崎地方法務局高鍋出張所大正7年12月20日受付第3081号

(3)登記した権利の内容

順位番号 1
登記の目的 地上権設定
原因 大正7年12月10日設定
目的 立木所有
存続期間 大正7年12月10日から大正18年12月末日まで

地代 無償
地上権者 日南市大字板敷8275番地口
児玉 孝輔

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家) 第124号

愛媛県西条市小松町南川甲92番地2

申立人 石崎 和行

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬甲5083番地、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬甲5083番地

不在者 石崎 輝雄

昭和26年3月9日生

届出期間満了日 令和7年10月27日
松山家庭裁判所

令和7年(家) 第21号

熊本県荒尾市宮内出目4番地1

申立人 小川 文子

本籍熊本県天草市五和町手野1丁目1581番地、最後の住所不明

不在者 錦戸 國明

大正15年10月1日生

届出期間満了日 令和7年11月13日
熊本家庭裁判所天草支部

令和7年(家) 第1208号

札幌市南区藤野二条1丁目1番7号

申立人 武田 幸子

本籍北海道江別市上江別南町7番地27、最後の住所北海道江別市上江別南町7番地の27
不在者 武田 聰人

昭和38年3月5日生

届出期間満了日 令和7年10月30日
札幌家庭裁判所

令和6年(家) 第120号

茨城県古河市新久田218番地13

申立人 渕岡 幸雄

本籍茨城県古河市新久田218番地13、最後の住所茨城県古河市仁連33番地
不在者 渕岡 俊介

平成元年11月3日生

届出期間満了日 令和7年11月4日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家) 第64号

埼玉県飯能市大字長沢754番地

申立人 原 由美子

本籍埼玉県飯能市大字長沢754番地、最後の住所埼玉県飯能市大字長沢754番地
不在者 島田 武

昭和42年6月7日生

届出期間満了日 令和7年11月13日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年(家) 第145号

千葉県市川市稻荷木1丁目30番11号

申立人 岩田 瞳子

本籍東京都葛飾区金町2丁目62番地、最後の住所千葉県市川市稻荷木1丁目30番11号
不在者 岩田 啓一

昭和39年4月30日生

届出期間満了日 令和7年11月5日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家) 第1532号

東京都品川区荏原4丁目5番17-304号

申立人 竹村 洋子

本籍東京都品川区二葉1丁目473番地、最後の住所アメリカ合衆国ミシガン州マスキーガン市ウェスト街519番地
不在者 竹村志津子

昭和6年11月20日生

届出期間満了日 令和7年11月7日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第2279号

大阪府吹田市江坂町3-68-603

申立人 渡邊 克子

本籍広島県三次市十日市中2丁目1040番地1、最後の住所東京都文京区関口1丁目14番3号
不在者 渡邊 栄治

昭和36年9月2日生

届出期間満了日 令和7年11月7日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第2620号

東京都葛飾区宝町2丁目5番25-124号

ジェノヴィアお花茶屋Ⅱスカイガーデン

申立人 木村 優

本籍東京都墨田区京島3丁目153番地、最後の住所東京都墨田区京島3丁目6番5号
不在者 木村 節子

昭和39年7月22日生

届出期間満了日 令和7年11月4日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第144号

愛知県一宮市大志1丁目2番3号

申立人 村手 誠

本籍愛知県一宮市大和町苅安賀字火口上83番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 林 重樹

昭和39年7月26日生

届出期間満了日 令和7年11月4日
名古屋家庭裁判所一宮支部

失踪宣告

令和6年(家)第254号

本籍岡山県倉敷市藤戸町藤戸1322番地3、最後の住所岡山県倉敷市藤戸町藤戸1812番地
不在者 日笠 智子
昭和28年7月2日生
令和7年6月24日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

令和6年(家)第255号

本籍広島県深安郡福山町字古吉津町451番地、最後の住所広島県深安郡福山町字古吉津町451番地
不在者 中村マサヨ
昭和32年12月2日生
令和7年6月26日失踪宣告審判確定

広島家庭裁判所福山支部裁判所書記官

令和6年(家)第51号

本籍山口県萩市大字河添270番地、最後の住所山口県萩市大字椿2455番地
不在者 山本 学
昭和34年3月18日生
令和7年6月26日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所萩支部裁判所書記官

令和6年(家)第259号

本籍徳島県阿波市市場町大野島字新ノ池53番地14、最後の住所徳島県阿波市市場町大野島字新ノ池53番地14
不在者 照井 文太
昭和50年6月24日生
令和7年6月26日失踪宣告審判確定

徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第623号

本籍鹿児島県鹿屋市小野原町718番地、最後の住所北九州市若松区古前2丁目21番10号
不在者 西小野益夫
昭和7年11月3日生
令和7年6月24日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第8195号

本籍宮崎県宮崎市大字郡司分甲1922番地、最後の住所宮崎市大字郡司分甲1922番地
不在者 黒木 繁
昭和7年4月2日生
令和7年6月26日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

岡山県津山市川崎641番地
申立人 株式会社小原産業
代表者代表取締役 小原 健司
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月2日
令和7年7月3日 津山簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B B 24551

金額 1,000,000円

支払期日 令和7年3月31日

支払地 岡山県勝田郡勝央町

支払場所 株式会社中国銀行勝間田支店

振出日 令和7年1月31日

振出地 岡山県勝田郡勝央町勝間田

振出人 佐藤建設株式会社 代表取締役 佐藤 公泰

受取人 白地

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B B 24552

金額 94,258円

支払期日 令和7年3月31日

振出日 令和7年1月31日

(2)の約束手形の受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第1号

愛知県蒲郡市拾石町東浜36番地1

申立人 東京戸張株式会社

代表者代表取締役 戸張 敦仁

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月4日

令和7年7月8日 鹿児島簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 Y D 71408

金額 233,200円

支払期日 令和7年4月5日

支払地 鹿児島市

支払場所 株式会社福岡銀行鹿児島営業部

振出日 令和6年12月5日

振出地 鹿児島県鹿児島市谷山港

振出人 株式会社新栄 代表取締役 川口 勇

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続における包括的禁止命令

令和7年(フ)第4861号

東京都千代田区九段北1丁目9番5号

債務者 株式会社WOWMAX

主文 本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年7月14日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

令和7年(フ)第4861号

東京都千代田区九段北1丁目9番5号

債務者 株式会社WOWMAX

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 高井 章光

令和7年7月14日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3029号

大阪府寝屋川市香里新町25-14 香里日光ハイツ114

債務者 株式会社ザ・テーブル

代表者代表取締役 黒田 一郎

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 森田 豪

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第140号

奈良県大和高田市片塩町13-31

債務者 有限会社シャインスピリッツ

代表者清算人 生多 謙一

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北條 正崇

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第242号

宮城県仙台市宮城野区田子2丁目18番1-105号

債務者 株式会社サンケンアロー

代表者代表清算人 渡邊 和彦

1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 相良 優太

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第2763号

大阪市淀川区十三元今里2丁目13番18号

債務者 有限会社まりもメディカルコーポレーション

代表者代表取締役 田坂 敬介

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 深田 愛子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時10分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3113号

大阪市中央区島之内1丁目19番21号

債務者 株式会社アペル

代表者代表取締役 清原 孝

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 今吉未穂子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第112号

兵庫県明石市桜町14-19 KUKIビル2F

債務者 株式会社D-Floor

代表者代表取締役 花崎 雄一

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大島 智子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時20分

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第684号 広島市南区翠3丁目6番3号 債務者 株式会社ユニティー 代表者代表取締役 和田 佳大 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢田 啓悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日前11時 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第82号 岩手県花巻市二枚橋町南1丁目72番地2 コーポアイリスB201号、旧住所岩手県宮古市西ヶ丘3丁目10番1—503号 ピレッジハウスマツケ丘 債務者 平沼 昂大 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第169号 徳島県小松島市櫛渕町字太田34番地 債務者 松本建築株式会社 代表者代表取締役 松本 嘉二 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 稔男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日前11時15分 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第360号 埼玉県春日部市中央1—56—8グレイスハイム藤田1F A 債務者 合同会社楽 代表者代表社員 忍田 祥太 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若生 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日前11時 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第90号 長崎県佐世保市白岳町1007番地 債務者 有限会社野田製作所 代表者代表取締役 野田 修平 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹口 将太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日前3時 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和7年(フ)第355号 愛知県岡崎市伝馬通3丁目29番地 債務者 有限会社シヴァ 代表者代表取締役 柴田 保 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 広有 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日前2時45分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第183号 奈良市東九条町981—1、商業登記簿上の本店所在地奈良市中町4961番地の58 債務者 株式会社いつき 代表者代表取締役 尾関 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月14日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上杉 朗彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日前10時 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第1664号 横浜市都筑区池辺町4003番地 債務者 有限会社カトウクラフト 代表者代表取締役 加藤 正人 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日前2時50分 横浜地方裁判所第3民事部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第1541号 名古屋市中川区中島新町1丁目306番地 債務者 飛田設備株式会社 代表者代表取締役 飛田 一幸	令和7年(フ)第1176号 東京都八王子市諏訪町233番地125 債務者 嶋崎 勇貴

令和7年(フ)第425号
 川崎市川崎区浅田4丁目1番4号 ヒルズ浅田4丁目 102
 債務者 柿崎 秀彦
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菊池 博愛
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午後1時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第463号
 川崎市川崎区昭和2丁目4番13-3号
 債務者 鎌田 淳子
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第251号
 静岡県浜松市中央区飯田町1484番地、前住所
 静岡県浜松市中央区鶴見町1630番地
 債務者 杉浦 誠
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第126号
 長野市大字風間240番地4
 債務者 德光 勇
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岡室 恭輔

4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月27日午前11時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1390号
 横浜市都筑区東方町161番地 東方寮
 債務者 菅野 一郎
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 原田 雅紀
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後2時20分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1163号
 東京都羽村市栄町2丁目2番地1 TKレジデンス栄108
 債務者 小久保貴透
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 長谷 正宏
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで
 東京地方裁判所立川支部民事部第4部
令和7年(フ)第76号
 鳥取県鳥取市卯垣2丁目312番地
 債務者 中島 佳人
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士法人 おおおり法律事務所
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日前2時
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1012号
 千葉市花見川区花見川2番6棟203号
 債務者 中村 偵
 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小西 朱見
 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1006号
 千葉県船橋市丸山1丁目42番14号 丸山ヒルズ201号
 債務者 吉田 直樹
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 後藤 さち
 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1006号
 大阪市東成区大今里西1丁目24番12号
 債務者 伊藤 静子
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大内 純
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2861号
 大阪市住之江区南加賀屋1丁目1番167号
 債務者 林 さおり
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 富永 夕子
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第603号
 代替住所A(旧住所 埼玉県北本市二ツ家1丁目333番地 ハイデンス2-212)
 債務者 松村 星也(旧姓新井)
 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第171号
 埼玉県行田市長野4丁目24番地16
 債務者 大井川弘美
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第233号	埼玉県熊谷市新堀1010番地9、旧住所兵庫県姫路市西延末402番地1 J o y姫路壱番館205号 債務者 山岸 健治 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第234号	埼玉県深谷市黒田350番地1 アンソレイユB 101、旧住所埼玉県深谷市武川156番地ガーデンコートB棟102号 債務者 浅見 守 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第204号	千葉県東金市求名53番地1 東金求名県営住宅108号 債務者 篠田三枝子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第407号	川崎市幸区南加瀬5丁目16番19号 アノンテラス南加瀬 201 債務者 鶏笑幸店こと石原鐘貴こと 石 鐘貴 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第313号	相模原市南区相武台1丁目1番4-102号 債務者 須田 英二 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第341号	相模原市中央区矢部2丁目10番2号 マンションエクレール304 債務者 大久保幸子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第369号	相模原市南区当麻1100番地6 ソレイユエステートC 201号室 債務者 森下 健士 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第151号	奈良県大和高田市日之出西本町1-11、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字中増796番地の1 債務者 西尾 博明 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第176号	福岡県久留米市梅満町三ノ江1562番地1 レインボータウンA 104号室、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字篆原2101番地113 債務者 富松 千恵
令和7年(フ)第27号	岩手県宮古市區界第2地割512番地1 債務者 忠平 幸信 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第30号	岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地21 希望ヶ丘団地1347号 債務者 板橋ミキ子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第29号	和歌山県田辺市上の山1丁目8番11-101号 債務者 清水 忍 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第255号	函館市亀田町4番9-202号 債務者 田中しのぶ 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第130号	山形県寒河江市大字島字島東12番地の3、前住所山形県寒河江市大字高屋字西浦405番地の8 債務者 國井 直美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1500号	名古屋市緑区桃山3丁目1301番地 県営緑黒石住宅1棟401号 債務者 北林 典子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第128号	長崎県長崎市伊良林2丁目18番6号 債務者 犬塚 功 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第383号 栃木県下野市柴769番地22 コーポ一番館105号 債務者 ザヘブ 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第1166号 埼玉県川口市本町1丁目7番7号 ラ・メゾン・リヴィランB 206号 債務者 西川 雅彦 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第85号 福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字五里内6番地 ヒーローマンションバラツツオⅡ302 債務者 山口伊佐生 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第899号 さいたま市桜区大字白鍬401番地1 グランドウール302、旧住所千葉県我孫子市中峠台36番地の5 D-203号 グリーンヒルズ中峠台 債務者 内田 蘭（旧姓真崎） 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第412号 埼玉県所沢市大字山口2854番地の26 債務者 畑谷 利子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第446号 埼玉県飯能市大字双柳412番地2 富士見団地2-306 債務者 町田 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第1123号 さいたま市緑区美園6丁目26番地3 グループホームいきいきの家さいたま 債務者 郡司 尚之 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第427号 埼玉県富士見市貝塚2丁目5番9号 債務者 上田 和仁 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第459号 埼玉県狭山市狭山台3丁目26番地 5-13-106 債務者 山田沙智子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第1134号 埼玉県久喜市下清久403番地 債務者 小河原博之 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第435号 埼玉県所沢市西所沢2丁目9番33-103号 ノザーク所沢 債務者 鶴岡 拓海 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第484号 埼玉県川越市大字木野目313番地14 債務者 西山 史夏 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第440号 埼玉県所沢市大字荒幡839番地の4 債務者 生方 茂	令和7年（フ）第440号 埼玉県所沢市大字荒幡839番地の4 債務者 生方 茂	令和7年（フ）第485号 埼玉県所沢市けやき台1丁目27番地の1 ハルニレ305 債務者 川中美津子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第452号	埼玉県越谷市大字大泊905番地2 サンフェニックス201、旧住所埼玉県越谷市東越谷9丁目15番地3 サンフレグランス101 債務者 杉浦 晶 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第456号	埼玉県春日部市小渕446番地1 セフィラオオツカA棟105 債務者 佐久間早木子(旧姓米本) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第475号	埼玉県坂戸市山田町2番21号 グランドセゾン坂戸207号室 債務者 横木久美子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第508号	埼玉県川越市大字鯨井新田50番地10 債務者 斎藤 弥生 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第198号	埼玉県本庄市朝日町2丁目12番5号 朝日マニション202 債務者 笹尾 孝子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第199号	埼玉県本庄市朝日町2丁目12番5号 朝日マニション202 債務者 笹尾 悠太 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第213号	埼玉県熊谷市上奈良1208番地 債務者 後藤 薫 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第238号	埼玉県比企郡ときがわ町大字日影906番地3 債務者 新井 真理 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第959号	札幌市北区北23条西10丁目2番19号 エスコートN23-203号 債務者 橋浦 聖
令和7年(フ)第14号	北海道士別市西1条5丁目1929番地23 セントラルハイム10号室 債務者 三宅 隆徳 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第1028号	札幌市豊平区平岸1条13丁目5番6号 ラビットマキ2F5号 債務者 丹治 政美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1240号	札幌市豊平区美園7条6丁目1番24-405号 債務者 大平 英晴 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1273号	札幌市清田区美しが丘4条7丁目6番7号 メゾン美しが丘1F 債務者 太田 広一 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第365号	愛知県豊田市白川町日面283番地8 債務者 北林 聖悟 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第366号	愛知県西尾市下町鳥居前8番地28 エイト206、前住所長野県東御市滋野乙2991番地14 債務者 横山 真也
1 決定年月日 令和7年7月16日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	秋田地方裁判所能代支部
令和6年(フ)第477号	岡山市中区原尾島1丁目20番38号 破産者 有限会社ゼル
1 決定年月日 令和7年7月16日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第263号	沖縄県宜野湾市我如古2丁目8番3号ー1 破産者 株式会社ユキシン
1 決定年月日 令和7年7月16日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第224号	茨城県土浦市桜町3丁目1番4号 破産者 有限会社筒井塗料店
1 決定年月日 令和7年7月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和3年(フ)第5881号	茨城県つくば市春日2丁目43番地8 破産者 株式会社新領域技術研究所
1 決定年月日 令和7年7月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第162号	富山県滑川市小林112番地 破産者 高橋工業株式会社
1 決定年月日 令和7年7月15日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	富山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第36号	最後の住所 秋田県能代市荷八田字前谷地214番地2 破産者 亡大高博昭相続財産

1 決定年月日 令和7年7月16日		1 決定年月日 令和7年7月24日		破産手続終結及び免責許可決定
2 主文 本件破産手続を終結する。		2 主文 本件破産手続を終結する。		令和6年(フ)第171号
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。		富山県滑川市小林112番地 破産者 高橋 伸吉
	東京地方裁判所民事第20部			1 決定年月日 令和7年7月15日
令和5年(フ)第3665号	東京都港区東新橋2丁目4番8ー501号 破産者 YKIB株式会社(旧商号C&S音楽学院株式会社)	1 決定年月日 令和7年7月17日		2 主文 本件破産手続を終結する。
1 決定年月日 令和7年7月16日		2 主文 本件破産手続を終結する。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
2 主文 本件破産手続を終結する。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。		4 主文 債務者について免責を許可する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。				富山地方裁判所民事部
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで				令和6年(フ)第43号
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係				福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前山125番地29 グリーンハウス前山壱番館206、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前原40番地8 破産者 吉成 誠一
令和7年(フ)第28号	京都府宮津市宇宮本493番地、前住所京都府宮津市字新浜1937番地の1 債務者 長井総業こと 長井 實己	1 決定年月日 令和7年7月17日		1 決定年月日 令和7年7月16日
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時		2 主文 本件破産手続を終結する。		2 主文 本件破産手続を終結する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結する。		4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで		4 主文 債務者について免責を許可する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで	京都地方裁判所宮津支部			福島地方裁判所白河支部破産係
	破産手続終結			令和7年(フ)第16号
令和6年(フ)第654号	千葉県旭市新町731番地1 破産者 花澤とし子	1 決定年月日 令和7年7月17日		栃木県栃木市尻内町239番地5 破産者 松本 卓己
1 決定年月日 令和7年7月14日		2 主文 本件破産手続を終結する。		1 決定年月日 令和7年7月16日
2 主文 本件破産手続を終結する。		3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。		2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。				3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係			4 主文 債務者について免責を許可する。
令和6年(フ)第162号	千葉県旭市新町731番地1 破産者 花澤とし子			宇都宮地方裁判所栃木支部
1 決定年月日 令和7年7月15日				令和6年(フ)第2092号
2 主文 本件破産手続を終結する。				名古屋市瑞穂区豊岡通2丁目49番地 シーナリー瑞穂204号 破産者 近藤 哲哉
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。				1 決定年月日 令和7年7月16日
	富山地方裁判所民事部			2 主文 本件破産手続を終結する。
令和6年(フ)第36号	最後の住所 秋田県能代市荷八田字前谷地214番地2 破産者 亡大高博昭相続財産			3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
				4 主文 債務者について免責を許可する。
				名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第479号

岡山市北区三野3丁目3番20-7号
破産者 西向 哲

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1239号

広島市西区庚午中3丁目12番7-202号
破産者 山元 恭子

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第270号

長崎県長崎市西小島1丁目2番12号
破産者 藤田 敏之

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第311号

長崎県長崎市かき道1丁目2番18号 フアミ
リA102

破産者 馬場 拓郎

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第264号

沖縄県宜野湾市真栄原1丁目7番12号 フ
ラット真栄原 B-7号

破産者 瑞慶覧 哲

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和5年(フ)第99号

山形県西置賜郡小国町大字舟渡1108番地の乙
破産者 川上 秀弘

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第225号

茨城県土浦市下高津2丁目1番2-507号
県営ひばりアパート、開始決定時の住所茨城

県土浦市桜町3丁目1番4号
破産者 筒井 邦枝

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第1719号

横浜市神奈川区菅田町1778番地 菅田農住ハ
イツB-101号

破産者 斎藤 洋介

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2113号

横浜市西区中央2丁目41番20-804号
破産者 岩瀬紫帆里

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第100号

横浜市保土ヶ谷区和田1丁目5番23-1号
ユナイト和田町カラーリング103号

破産者 藤尾 育美(旧姓紙谷)

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第158号

富山県小矢部市本町3番45号
破産者 東一こと 堅田 博志

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第68号

富山県射水市八幡町1丁目23番17号、開始決
定時の住所富山県射水市片口51番地
破産者 井上 忠

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第428号

静岡県浜松市中央区北寺島町206番地の19
レガーロ北寺島502、前住所静岡県静岡市駿
河区池田371番地 エルファ 201
破産者 吉江 克介

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和5年(フ)第1316号

京都市西京区下津林大般若町126番地11
破産者 田中 直和

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日****令和7年(フ)第919号**

大阪府吹田市山田東2丁目40番19号
破産者 株式会社AKI

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後2時10分

令和7年7月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第15号

岡山県浅口市鴨方町六条院中1778番地1 ア
ルフォート 鴨方103、開始決定時の住所岡

山県浅口郡里庄町浜中93-192(住民票上の
前住所) 広島県福山市水呑町三新田1丁目
266番地
破産者 重見 剛志

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月21日午前10時25分

令和7年7月16日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第553号

広島市安佐南区西原3丁目4番20号
破産者 石本 宏信

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月27日午前11時30分

令和7年7月17日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第358号

埼玉県春日部市増富729番地1
破産者 宮原 龍郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月26日午後3時20分

令和7年7月16日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第717号	大阪市東成区東中本3丁目2番17-701号 破産者 G T O Tax i こと 岡崎 一博 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後2時 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第498号	兵庫県西宮市城ヶ堀町5番22号 破産者 有限会社川島土木 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午後1時30分 令和7年7月15日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第218号	群馬県前橋市市之関町352番地 破産者 小堀 正展 1 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 2 一般調査期日 令和7年10月7日午後2時15分 令和7年7月17日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第71号	山形県米沢市東大通3丁目8番58号 コーポフレンズ102号室 破産者 村上 正人 1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 2 一般調査期日 令和7年11月4日午前10時 令和7年7月17日 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第29号	広島県竹原市吉名町45番地8 破産者 坂本 君和 1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 2 一般調査期日 令和7年10月22日午後2時 令和7年7月16日 広島地方裁判所呉支部 破産債権の届出期間及び一般調査期間
令和7年(フ)第68号	宮崎市田野町乙7225番地5 破産者 クライミングパートナーズ株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 2 一般調査期間 令和7年9月25日から令和7年10月2日まで 令和7年7月17日 宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集
令和6年(フ)第456号
大阪市北区中之島5丁目3番92-1406号 破産者 有馬 之秀 1 期日 令和7年10月6日午後1時30分 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。 令和7年(フ)第540号 千葉県船橋市山手2丁目3番4棟202号 破産者 高山 裕 異議申述期間 令和7年9月5日まで 令和7年7月11日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第2号 島根県隠岐郡隠岐の島町郡425-5 特別養護老人ホームなごみ苑、住民票上の住所島根県隠岐郡隠岐の島町原田1852番地3 破産者 栄 力 異議申述期間 令和7年9月8日まで 令和7年7月14日 松江地方裁判所西郷支部破産係 令和7年(フ)第666号 千葉市花見川区検見川町3丁目313番地12 破産者 長谷川哲男 異議申述期間 令和7年9月9日まで 令和7年7月15日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第674号 千葉市中央区本町1丁目1番4号 グリーングラス本町206号 破産者 荒明 優希 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第684号
愛知県あま市七宝町安松南辻田2585番地3 破産者 村田 勝彦 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月16日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第3884号
大阪市中央区難波千日前5番19号 破産者 株式会社長谷川梅士堂 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月17日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4406号
大阪市西区南堀江2丁目3番24-706号 破産者 阿部 恭三 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4737号
大阪市北区堂島浜2丁目2番28号堂島アクシスピル3階 破産者 株式会社ジー・プレス 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6060号
大阪市東成区深江南2丁目13番25号 A L M O GALAXY 801号 破産者 安藤 善兼 異議申述期間 令和7年9月10日まで 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第110号
千葉県印西市平賀1379番地4 オレンジコート115、前住所千葉県印西市原山2丁目2番地1棟402号 破産者 大山接骨院こと 岡口 正昭 異議申述期間 令和7年9月11日まで 令和7年7月16日 千葉地方裁判所佐倉支部 再生手続終結
令和6年(再)第4号
仙台市青葉区二日町2番1号 再生債務者 株式会社スマイルカンパニー 1 主文 本件再生手続を終結する。 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年7月11日 仙台地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再イ)第36号
栃木県宇都宮市鶴田町621-70 レジデンスパーク鶴田105号室 再生債務者 吉澤 裕史 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第27号
栃木県日光市大室849番地5 再生債務者 入江由起子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月28日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第77号
さいたま市見沼区大字南中丸768番地13 再生債務者 押元 秀徳 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第91号
埼玉県志木市柏町6丁目29番54号 再生債務者 佐々木丈嗣 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第58号

千葉市若葉区小倉町1745番地1 リリファ小倉台3-204号
再生債務者 半田 修二
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第94号

千葉県市川市曾谷6丁目30番18号 (セナリオフォルム市川曾谷2F)
再生債務者 關口 將
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第14号

岐阜県多治見市音羽町2丁目23番地 マーブル音羽館902
再生債務者 マル信製陶所こと 加藤 信之
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで

岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(再イ)第87号

愛知県清須市西枇杷島町城並2丁目9番地3
宝マンション小田井407号
再生債務者 田中 浩文
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第50号

愛知県岡崎市朝日町4丁目63番地1
再生債務者 加納 正也
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第5号

愛媛県今治市大西町新町甲695番地2
再生債務者 高橋 務
1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月21日まで

松山地方裁判所今治支部

令和7年(再イ)第118号

札幌市北区屯田1条1丁目1番16号
再生債務者 櫻庭美保子
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第133号

札幌市中央区北10条西15丁目28番地106 札幌桑園ミッドテラスステーションサイド1311号
再生債務者 木下 健
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第158号

札幌市白石区菊水元町5条1丁目14番17号
パークハイツII-B号
再生債務者 長尾 博介

1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第13号

北海道登別市新生町4丁目5番地2
再生債務者 小野寺晃子
1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第23号

静岡県榛原郡吉田町川尻608番地の4
再生債務者 須藤 孝二
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第25号

三重県四日市市北浜田町12番21-909号 第2北浜田マンションN
再生債務者 神崎 隼人
1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第298号

東京都中野区南台4-2-3-103
再生債務者 植弘 泉秀
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第17号

長野県松本市筑摩1丁目14番5号 グレイステウンA201
再生債務者 岡崎 宇史
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第8号

岐阜県可児市兼山1119番地1
再生債務者 ドブラド エドアルドこと DO PRADO EDUARDO
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(再イ)第27号

鹿児島市和田3丁目1番32号
再生債務者 小森園敬二
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第2号

北海道名寄市字内淵84番地
再生債務者 森 朋之
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで

旭川地方裁判所名寄支部

令和7年（再イ）第11号 宮城県石巻市前谷地字黒沢前29番地9 再生債務者 竹中綾貴子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 仙台地方裁判所石巻支部再生係	令和7年（再イ）第11号 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第286号 東京都葛飾区柴又6-3-10 ブランドール HANAMARU 3F 再生債務者 鎌田 浩行 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第76号 京都市伏見区羽束東鴨川町180番地11 再生債務者 小林 和高 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月1日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第108号 大阪府吹田市津雲台5-14-1-2 グローバルピレッジ津雲台B棟938（住民票上の住所 仙台市泉区紫山2丁目26番地の1） 再生債務者 西嶋 雅彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 島根県大田市長久町長久口182番地5 再生債務者 岡田 清隆 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月27日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年（再イ）第6号 茨城県北相馬郡利根町大字羽根野850番地285 再生債務者 菅野 利文 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第319号 東京都文京区白山1-37-9-205 再生債務者 園部 健太 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第215号 大阪府八尾市沼1丁目68番地の65 朝日プラザシティ八尾南1番館1301号（営業所の住所 大阪府八尾市若林町3-28） 再生債務者 グランファクトリーこと 川村 健司 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第52号 広島県東広島市八本松町米満12番地1 アメニティイリヴB201号 再生債務者 濱田 健太 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年（再イ）第11号 茨城県鹿嶋市大字宮津台147番地46 再生債務者 渡邊 泰裕 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第8号 長野県諏訪市大字四賀2411番地1 ボヌール 共栄D202号 再生債務者 岩井ちひろ 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第215号 大阪府八尾市沼1丁目68番地の65 朝日プラザシティ八尾南1番館1301号（営業所の住所 大阪府八尾市若林町3-28） 再生債務者 グランファクトリーこと 川村 健司 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第64号 広島市西区横川新町15番8-502号 再生債務者 上木 利彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年（再イ）第13号 茨城県鹿嶋市大字粟生1115番地47 再生債務者 田所 知洋 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第8号 長野県諏訪市城南2丁目2468番地7 再生債務者 内間 秀則 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第270号 大阪府茨木市玉櫛2丁目30番17号 ブラン ドールモトイ 102号 再生債務者 藤本 純 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第6号 広島県三原市中之町2丁目23番1号 再生債務者 西原真由美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年（再イ）第283号 東京都板橋区大和町13-8-301 再生債務者 荒木 由美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第9号 長野県諏訪市城南2丁目2468番地7 再生債務者 内間 秀則 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第8号 兵庫県佐用郡佐用町山脇860番地1 再生債務者 衣畑 公彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第8号 兵庫県佐用郡佐用町山脇860番地1 再生債務者 衣畑 公彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 広島地方裁判所尾道支部	

令和7年（再イ）第5号

鹿児島県奄美市笠利町里46-5、住民票上の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘1丁目397番地

再生債務者 赤松 らら

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで

鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和7年（再イ）第4号

沖縄県石垣市字大川328番地 TKリライ301号

再生債務者 深澤 栄治

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで

那覇地方裁判所石垣支部

令和7年（再イ）第24号

盛岡市向中野1丁目9番16号

再生債務者 川原 栄司

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月11日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再イ）第11号

山形県西村郡西川町大字睦合甲431番地3

再生債務者 小川 忍

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月11日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第24号

群馬県伊勢崎市韮塚町378番地4

再生債務者 渡辺 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月18日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第3号

群馬県伊勢崎市境下武士505番地7 ルミナス下武士205

再生債務者 齊藤 亮

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月18日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第6号

東京都町田市玉川学園5丁目2番20号Yライフ・ハーモニー玉川学園203

再生債務者 廣田 勇久

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第61号

東京都府中市若松町2丁目38番地の6セゾンリヴェールI103

再生債務者 古本 昌幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第20号

香川県高松市木太町518番地5

再生債務者 切池 浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月5日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月11日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第6号

福岡県八女郡広川町大字新代1968番地

再生債務者 宮本 智史

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和7年（再イ）第2号

熊本県天草市本町下河内230番地2

再生債務者 前田 文博

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月4日まで

熊本地方裁判所天草支部

令和7年（再イ）第24号

福井県坂井市春江町千歩寺第35号5番地33

再生債務者 角谷 太一

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月5日まで

福井地方裁判所

令和7年（再イ）第28号

福井県鯖江市長泉寺町第4号5番地18

再生債務者 南川 崇之

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月5日まで

福井地方裁判所

令和7年（再イ）第103号

東京都板橋区成増5-19-10-604

再生債務者 河合かおる

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで

令和7年7月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第118号

東京都練馬区北町2-33-2 イルヴィアーレ東武練馬II102

再生債務者 石坂 勇介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで

令和7年7月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第106号

東京都台東区柳橋2-6-2-705 (住民票上の住所) 札幌市豊平区平岸1条8-8-9-103

再生債務者 渡辺 高之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで

令和7年7月16日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第4号 埼玉県草加市住吉1丁目13番13-207号 再生債務者 小川 周太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年（再イ）第96号 名古屋市中川区明徳町1丁目63番地 サンハイム明徳201号（従前の住所）名古屋市港区 甚兵衛通4丁目38番地の1 伸和ハイツ202 号 再生債務者 佐藤 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第116号 名古屋市中村区畠江通9丁目23番地の1 セントフィオーレ岩塚202号（従前の住所）名 古屋市千種区西崎町3丁目1番地 フレンズ 西崎3A号 再生債務者 奥野 成美 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第14号 大分市大字猪野235番地の1 再生債務者 WU WEI 吳 魏（通称 高橋光） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第3号 盛岡市仙北3丁目23番6号 カーサII102号 再生債務者 吉田 拓生	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年（再イ）第14号 岩手県岩手郡雫石町中町12番地6 再生債務者 佐々木大樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年（再イ）第20号 仙台市宮城野区榴ヶ岡108番地の10 プレジ デント榴ヶ岡603 再生債務者 櫻井澄美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第9号 宮城県大崎市古川穂波2丁目13番25号 再生債務者 佐藤 紗人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 令和7年（再イ）第7号 山形県米沢市万世町桑山4655番地の2 再生債務者 小関 大輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 山形地方裁判所米沢支部 令和7年（再イ）第8号 東京都国立市北2-2-1-317小林方（住 民票上の住所）神奈川県川崎市宮前区馬緑 4-44-28-606 再生債務者 田中 英樹	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第6号 富山県高岡市伏木本町12番13-204号 ヴィ ラかたかごI 再生債務者 今多 早人（旧姓平澤） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 富山地方裁判所高岡支部 令和7年（再イ）第7号 岐阜県多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の84 市 営住宅9棟932号 再生債務者 杉山 紀弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年（再イ）第9号 岐阜県多治見市前畑町3丁目66番地の6 再生債務者 林 結城 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年（再イ）第37号 静岡市清水区船原1丁目170番地の33 再生債務者 田口 勝利 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第4号 静岡県磐田市岩井2352番地5 フェリシオン 303号 再生債務者 日々谷直樹	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第8号 静岡県浜松市浜名区寺島3231番地の1 再生債務者 結家 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第21号 三重県津市久居野村町2007番地1 相川西団 地B-201号 再生債務者 小林 貴史 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月17日 津地方裁判所再生係 令和6年（再イ）第40号 埼玉県所沢市大字上安松760番地の12 再生債務者 大塚 宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第12号 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保336番地1 エコヴィレッジ鶴瀬1503号 再生債務者 淡路 博史 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所川越支部
--	--	--	--

令和7年（再イ）第39号 埼玉県川越市大字藤間330番地48 再生債務者 斎藤 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第57号 札幌市豊平区中の島1条2丁目3番5-309 号 再生債務者 関 伸介 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第35号 神戸市垂水区千代が丘2丁目3番9-1号 再生債務者 谷岡 尚通 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第185号 大阪府茨木市下穂積1丁目3番719号 再生債務者 山本麻友子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第63号 札幌市白石区本通2丁目北7番1-702号 再生債務者 荒木 康次 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和7年（再イ）第54号 神戸市灘区桜ヶ丘町16番73号 再生債務者 東 延一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第186号 大阪府茨木市下穂積1丁目3番719号 再生債務者 山本 更菜 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 埼玉県ふじみ野市水宮11番10号 再生債務者 山口 純也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 さいたま地方裁判所川越支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月16日 大津地方裁判所長浜支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 滋賀県長浜市南田附町293番地10 再生債務者 吉村 剛士 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年（再イ）第83号 札幌市東区東苗穂7条1丁目2番2号 再生債務者 渡部 光広 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第15号 埼玉県川越市大字下老袋624番地7 再生債務者 村上理恵子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 さいたま地方裁判所川越支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第4号 兵庫県西宮市甲子園町18番1-309号 再生債務者 宇多村浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第34号 札幌市東区北8条東6丁目15番地 パシ フィック東区役所前1402号 再生債務者 山本あけみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第28号 埼玉県川越市大字牛子98番地41 再生債務者 大河原寛之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 さいたま地方裁判所川越支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第20号 兵庫県尼崎市浜田町4丁目68番地の1第二サ ンライフ共栄501号 再生債務者 松本 勝彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第34号 札幌市東区北8条東6丁目15番地 パシ フィック東区役所前1402号 再生債務者 山本あけみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第37号 埼玉県所沢市中新井2丁目148番地の4 パ ラシオンA-202 再生債務者 土谷 正人	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月17日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第33号 神戸市東灘区魚崎中町3丁目1番19号 再生債務者 星山順一こと LEE SOON IL 李 順一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第24号 兵庫県西宮市高須町2丁目1番23-1005号 再生債務者 真野 忠 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第5号 兵庫県たつの市揖西町清水139番地2 再生債務者 古賀美智代 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和7年（再イ）第6号 兵庫県揖保郡太子町太田2223番地18 再生債務者 有馬 竜童 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和7年（再イ）第16号 秋田市大平台2丁目3番地50 再生債務者 小松 隼翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月17日 秋田地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第19号 新潟市北区濁川1丁目1番90号5 再生債務者 田村 哲	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月17日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第31号 兵庫県尼崎市田能3丁目11番9号 再生債務者 岩坂 貴文 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで 令和7年7月17日 山口地方裁判所宇部支部 給与所得者等再生による再生手續開始 令和7年（再口）第3号 千葉県市川市大和田3丁目13番18号 再生債務者 田中 嘉彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再口）第10022号 東京都板橋区大谷口北町7-2 再生債務者 篠田 広 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再口）第1号 長野県諏訪市大字湖南6067番地7 再生債務者 笹岡 敏洋 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 長野地方裁判所諏訪支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第10001号 東京都大田区西蒲田7-14-1-405 再生債務者 守田 雄志	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月16日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再口）第20号 さいたま市緑区原山2丁目10番14号 再生債務者 丸 泰祐 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年（再口）第1号 神戸市兵庫区水木通2丁目2番22-604号 再生債務者 吉脇 勝美 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月10日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再口）第1号 北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ455-3 ワンニセコリゾートタワーズ102号室 再生債務者 藤本 雄司 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月13日まで 令和7年7月16日 札幌地方裁判所岩内支部 令和7年（再口）第4号 埼玉県狭山市狭山台1丁目31番地 1-17-403 再生債務者 高仲 健一 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月2日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月13日まで 令和7年7月16日 さいたま地方裁判所川越支部
--	--	--

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第7号

東京都青梅市谷野153番地の2

再生債務者 細谷 秋一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再口)第5号

埼玉県所沢市大字下富868番地の36

再生債務者 西原 秀司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再口)第1号

山口県下関市綾羅木本町5丁目10番18号

再生債務者 入口 祐輔

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

山口地方裁判所下関支部再生係

**所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第36号

大阪市福島区吉野5丁目2番11号

申立人 畠山 宏美

住所・居所 不明

(最後の住所) 大阪市天王寺区生玉寺町1番32号

(不動産登記簿上の住所) 大阪市天王寺区生玉寺町1番32号グレイス生玉寺4C号

所在等不明共有者 白 霞

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年7月15日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 大阪市福島区吉野三丁目

地番 150番16

地目 宅地

地積 45.98平方メートル

所在等不明共有者の持分 16分の1

**所有者不明土地管理命令に關
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

東京都渋谷区桜丘町1番2号

申立人 株式会社エルプラス

東京都八王子市松が丘49番地2-406

申立人 金子 薫

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 東京都練馬区貫井町344番地

所有者 大野 義一

届出期間満了日 令和7年9月3日

令和7年7月15日 横浜地方裁判所川崎支部

(別紙) 物件目録

所在 川崎市高津区二子四丁目

地番 560番2

地目 宅地

地積 22.18平方メートル

令和7年(チ)第1・2号

長野県北佐久郡軽井沢町大字追分967番地140

申立人 佐藤不動産株式会社

(不動産登記簿上の住所) 東京都港区芝栄町16番地1

所有者 相互開発株式会社

届出期間満了日 令和7年9月19日

令和7年7月15日 長野地方裁判所佐久支部

(別紙) 物件目録

1 所在 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字高瀬沢地番 1347番1

地目 公衆用道路

地積 3717平方メートル

2 所在 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字高瀬沢地番 1347番68

地目 公衆用道路

地積 2022平方メートル

**所有者不明建物管理命令に關
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第12号

横浜市瀬谷区上瀬谷町8番3

申立人 妙光寺

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 埼玉県所沢市大字北野1306番地86

(不動産登記簿上の所有者) 二見 信勝

届出期間満了日 令和7年9月15日

令和7年7月15日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

所在 横浜市瀬谷区上瀬谷町8番地10

家屋番号 8番10

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 50.41平方メートル

令和7年(チ)第28号

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

申立人 七尾市長 茶谷 義隆

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県金沢市みどり2丁目1番地1 (市営住宅H2棟4-3号)

(登記簿上の住所) 石川県七尾市郡町武部15番地

不明所有者 亡前俊則相続財産

届出期間満了日 令和7年9月11日

令和7年7月11日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

所在 七尾市郡町武15番地3

家屋番号 15番3

種類 居宅店舗

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 91.36平方メートル

2階 61.27平方メートル

令和7年(チ)第29号

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

申立人 七尾市長 茶谷 義隆

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県七尾市矢田町二十二号七株田12番地5養護老人ホームあつとはーむ若葉

(登記簿上の住所) 石川県七尾市中挾町ヲ部75番地

所有者 亡木谷実相続財産

届出期間満了日 令和7年9月11日

令和7年7月11日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

1 所在 七尾市中挾町ヲ75番地

家屋番号 75番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 158.67平方メートル

(附属建物)

符号1

種類 物置

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 72.72平方メートル

2階 49.58平方メートル

符号2

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 24.79平方メートル

符号3

種類 物置

構造 木造杉皮葺平家建

床面積 6.61平方メートル

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の經營する事業のうち遊技場（所在愛知県高浜市稗田町四丁目六番地）名称マリオン高浜店）經營事業に関する権利義務の一部を承継してはそれを承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年7月十六日
掲載頁 九十一頁（号外第一六三号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年7月十六日
掲載頁 九十一頁（号外第一六三号）

令和7年七月二十八日

名古屋市東区葵三丁目二五番五号
代表取締役 真城 貴仁
（甲）株式会社真城

名古屋市中川区外新町一丁目二四番地
（乙）株式会社T R Y & T R U S T
代表取締役 山田 孝志

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在千葉市中央区村田町八九三番地一九六、屋号フランゴ浜野店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継してはそれを承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年7月二日
掲載頁 一五九頁（号外第一五一号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年7月十八日
掲載頁 八十九頁（号外第一六六号）

令和7年七月二十八日
京都市上京区出町今出川上る青龍町二三二番地
(甲) 株式会社マルハン

代表取締役 韓 裕
千葉県四街道市大日一九二〇番地
(乙) 株式会社大日商事

代表取締役 原 伸行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりクロカワ工業株式会社（乙）、岡山県高梁市成羽町下日名一五九番地）の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲・乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年7月二十三日
掲載頁 二九〇頁（号外第一六八号）

令和7年七月二十八日

岡山県高梁市成羽町下日名一五八番地
株式会社あかつき

代表取締役 黒川健一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社田中

食品（住所宮城県栗原市築館高田一丁目八番四七号）に対して当社の米穀卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社田中

セントラルビル二階 株式会社M U K

代表取締役 山本 吉郎

令和7年七月二十八日

掲載 官報

掲載の日付 令和7年7月十八日
掲載頁 八十七頁（号外第一六六号）

令和7年七月二十八日
宮城県栗原市築館高田一丁目八番四七号
田中食品株式会社

代表取締役 田中 伸次

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社チーム松村（住所東京都港区芝四丁目一番三三号三田N Nビル地下一階）に対して当社の事業のうち、

株式会社D D グループの株式の全ての保有に係る

事業を除く、一切の事業（過去に行っていた事業を含む。）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する匠土地株式会社（東京都港区浜松町一丁目二九番六号浜松町セントラルビル二階）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年七月二十八日
北海道石狩市新港南三丁目七〇三番三四
同会社 E S G
代表社員 株式会社イーエスジーマ
ネーメント
職務執行者 近藤 健助

令和7年七月二十八日
東京都港区芝四丁目一番三号三田N Nビル
ル地下一階 代表取締役 松村 厚久

令和7年七月二十八日
東京都杉並区阿佐谷北六丁目四番九号
合同会社エムエーバイザーズ
代表社員 浅野 正和

令和7年七月二十八日
東京都目黒区中根一丁目一九番四号
合同会社寿プランニング
代表社員 鳴嶋 壽史

令和7年七月二十八日
東京都品川区上大崎二丁目七番二六号
株式会社ケイファミリー
代表取締役 金丸 武嗣

令和7年七月二十八日
東京都港区海岸一丁目一六番一号ニュービ
ア竹芝サウスタワー六階
有限会社ホールディングス
取締役 孫 正義

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十二月二十七日

掲載頁 七十一頁 (号外第三〇五号)

令和七年七月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番九号

D F r e e 株式会社
代表取締役 中西 敦士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額、利益準備金の額を二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 伊勢新聞
掲載の日付 令和七年六月二十日

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を全額、利益準備金の額を二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 伊勢新聞
掲載の日付 令和七年六月二十日

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を全額、利益準備金の額を二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 伊勢新聞
掲載の日付 令和七年七月二十八日

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする関西礦油株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日

山口県宇部市小松原町二丁目七番二六号

関西礦油ホールディングス株式会社
代表取締役 岡部 憲治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九十七億六千六百十二万六千六十三円、資本準備金の額を金九十七億九千六百十二万六千六十二円減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和七年七月二十二日から同年八月三十日までの期間に行使された場合には、当該行使により増加する資本及び資本準備金の額の同額を前文の減少額に加えて減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十六日

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

L E D T O K Y O 株式会社
代表取締役 鈴木 直樹

準備金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千八百十三万五千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十八日

東京都港区南青山四丁目二〇番一九号

株式会社 A N A P ホールディングス
代表取締役 川合林太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百五万円、資本準備金の額を二千二百五万円減少し、資本金を三千万五百万円、資本準備金を三千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月二十八日

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする関西礦油株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月二十八日

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする関西礦油株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

山口県宇部市小松原町二丁目七番二六号

関西礦油ホールディングス株式会社
代表取締役 岡部 憲治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九十七億六千六百十二万六千六十三円、資本準備金の額を金九十七億九千六百十二万六千六十二円減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和七年七月二十二日から同年八月三十日までの期間に行使された場合には、当該行使により増加する資本及び資本準備金の額の同額を前文の減少額に加えて減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十七日

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一六番一七号

L E D T O K Y O 株式会社
代表取締役 鈴木 直樹

準備金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億二千七百十三万五千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日

東京都千代田区一番町二番地

C C H 7 f 株式会社
代表取締役 上原 進

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二百四十九万九千八百五十円、資本準備金の額を十五億六千六百十万七千二百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十八日

東京都港区南青山四丁目二〇番一九号

株式会社 A N A P ホールディングス
代表取締役 川合林太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万五百万円、資本準備金の額を三千万五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月二十八日

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする関西礦油株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十七日

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一六番一七号

L E D T O K Y O 株式会社
代表取締役 鈴木 直樹

準備金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とする募集株式の発行により資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件として、その増加額全額を減少し、それぞれ資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十七日

令和七年七月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一六番一七号

株式会社テコテック
代表取締役 釣崎 宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月十日から令和七年八月二十九日までの日を払込期日(給付期日)又は払込期間(給付期間)の末日とする募集株式の発行により資本準備金の額及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件として、その増加額全額を減少し、それを資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月七日

令和七年七月二十八日

京都市下京区東塩小路町六〇七番地辰巳ビル一階

株式会社マイファーム
代表取締役 西辻 一真

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五千

万円とし、資本準備金については三億円減少する

ことに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日

大阪府吹田市春日三丁目一九番二〇一二〇号

有限会社コバタ興産
代表取締役 小畠 廣和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億八千四百三十七万五千五百円、資本準備金の額を金六千百四十三万

五千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百五十万円、資本準備金の額を三億六千七百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。株主総会の決議は、令和七年七月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
福岡市博多区上川端町一二番二〇号
株式会社ステップアーケ
代表取締役 伊勢 剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月二十八日
鳥取県境港市朝日町二〇番地
山陰冷蔵株式会社
代表取締役 野間 繁雄

合併につき株券等提出公告

当社は、合同会社 ESG と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十八日
札幌市中央区南八条西二十二丁目四番一〇号
株式会社イエスジーマネージメント
代表取締役 安原 浩司

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社市田と合併して解散する」といきましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十八日
奈良県桜井市大字上之宮三九九番地、最後の

限定承認公告

本籍東京都荒川区荒川二丁目七番地、最後の
住所東京都荒川区荒川四丁目五六番五号

被相続人 死 吉田 正雄

右被相続人は令和六年十一月二十日死亡し、その相続人は令和七年七月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月二十八日
東京都台東区雷門一一一一三一三〇一
限定承認者 吉田 俊雄

限定承認公告

本籍新潟県南魚沼市余川五一七番地五、最後の住所本籍に同じ
後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 畑澤 由紀

右被相続人は令和七年三月二十一日頃から三十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和七年七月十七日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月二十八日
新潟県南魚沼市姥沢新田二六一一番地一
限定承認者 畑澤 基由

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億八千万円減少して三億六千万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
<https://www.tokyospco.co.jp/koukoku/bp01/>

特定目的会社 B P O 1
開示状況

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十八日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社 B P O 1
開示状況

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーケ
ヒルズ仙石山森タワー四階
ジ・ジェイ・レジデンス・シックス特
定目的会社 取締役 高橋 法彦

訂正公告

令和七年六月二十七日掲載の合併公告中、乙の商号に「TRN Capital Management 株式会社」とあるは「TRN Capital Management 株式会社」の誤りにつき、訂正します。

令和七年七月二十八日
東京都港区海岸一丁目二番三号

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億三千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
奈良県桜井市大字上之宮三九九番地、最後の

掲載紙 官報

掲載日付 令和七年三月十三日
掲載頁 七十七頁(号外第五十号)

令和七年七月二十八日
東京都中央区八丁堀四丁目一一番一〇号 A O
J 税理士法人内

D r a g o n 特定目的会社
取締役 鈴木 悟史
令和七年六月二十日(号外第百三十七号)公布
法務省令第三十八号(法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一
部を改正する省令)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を金二十六億千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区雷門一一一一三一三〇一
限定承認者 吉田 俊雄

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を金二十六億千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂九丁目一番七号
晋 特定目的会社
取締役 山本 祐紀

优先資本金の額の減少公告

当社は、优先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました